令和６年4月１日

総　務　課

**新型コロナウイルス感染症・インフルエンザへの対応方法**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注　★は本人の場合、☆は同居者の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 場　面 | 対　応　方　法 |
| ★風邪様症状が出た場合 | 〇所属長へ連絡し自宅で様子をみる〇症状が軽快しなければ、検査ができる身近な医療機関へ電話で相談し受診〇自身で新型コロナの抗原検査＊等を実施する場合は、症状が出てから12～24時間経過後に実施する　　＊体外診断用または第一類医薬品を使用〇検査が陰性の場合、症状が軽快していれば出勤可とするが、発症日を0日として5日経過するまで体調に注意し、マスク着用、手指消毒・手洗いを行う |
| ★新型コロナまたはインフルエンザが確定した場合 | 〇感染の確定は、医療機関による診断、自己検査による陽性、どちらでもよい〇感染したことを伝える　・所属長へ：最初に症状があった日を連絡する　・同居者へ：感染の可能性や感染防止の注意をする〇自宅療養をする・新型コロナ：発症日を0日として５日かつ症状軽快後24時間経過するまで（5日目に症状がある場合は症状軽快後24時間経過するまで）・インフルエンザ：発症日を0日として５日かつ症状軽快後48時間経過するまで（5日目に症状がある場合は症状軽快後48時間経過するまで）・この間は外出を控える（やむを得ず外出する時は、マスク着用）　・テレワークが可能であれば検討する〇最終的な復帰日は、所属長が体調を確認した上で本人と相談する〇職場復帰後も発症日から10日経過するまではマスク着用、手指消毒・手洗いを継続する |
| ☆同居者に風邪様症状が出た場合 | 〇同居者が検査をした場合、結果が出るまでは、勤務中はマスク着用する〇同居者の感染が確定した場合は、　☆同居者の感染が確定した場合　へ〇同居者が検査陰性または未実施の場合、症状が軽快して24時間以上経過した時点で勤務中のマスク着用を解除する　 |
| ☆同居者の新型コロナまたはインフルエンザが確定した場合 | 〇可能であれば、接触する場合にマスク着用、手指消毒・手洗いを行う〇同居者の発症日を0日として７日経過するまで体調に注意し、マスク着用、手指消毒・手洗いを行う〇この間、出勤を可とするが、テレワークが可能であれば検討する〇自身にも症状が見られた場合は、医療機関を受診するか自身で検査を実施する　★風邪様症状が出た場合　へ |